

スチュワードシップ・コード実施状況の自己評価
(日本債券)

PGIM ジャパン株式会社

当社は、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、投資先企業の企業価値向上を促すことにより、顧客および受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指しております。

かかる目標に対する当社の取組状況、およびスチュワードシップ責任を果たすために2020年7月から2021年6月までの期間において実施した活動についての自己評価を行いましたので、以下の通り公表致します。

(原則1) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、機関投資家として投資先企業の持続的な成長を促し、顧客・受益者のリターンの拡大を図るための方針として「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を策定し、ホームページでその概要を公表しています。
- 2020年3月の日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、上記方針についても改定を行い、2020年8月28日にホームページを更新し、概要を公表しました。

(原則2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、社内規程として「利益相反管理規程」を定め、利益相反の厳格な管理を行っております。また、その概要をホームページの「利益相反管理についての考え方」に公表しています。
- 対象期間に報告すべき利益相反のおそれがある行為はございません。
- スチュワードシップ責任に係る利益相反の管理体制等につき、社外の第三者によるレビューを実施しております。

(原則3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 当社は、投資先企業の状況について、有価証券報告書や統合報告書、毎四半期の決算や適時開示のほか、日々の市場動向やニュースフローによる継続的な把握に努めています。
- アナリストがカバーしている投資先については、社内信用格付を付与し、定期的に社内レポートを作成しています。
- アナリストが把握した企業の状況については、社内のミーティングにおいて共有を図り、投資判断へ反映しています。

(原則4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 債券運用においては、外部評価会社の情報も参考にしつつ、各発行体に対して当社独自の社内ESGインパクト格付を付与します。クレジット・リサーチにおいて考慮するESG要因は産業や個別の企業により異なりますが、発行体との対話においては、重要となる問題についての十分な開示を促したいと考えています。

対話の例としては、以下のものがあげられます。

- 運輸A社と2020年8月に面談し、1)中期経営計画、2)上場子会社、3)ESG評価会社との関係について議論しました。1)中期経営計画について質問したところ、A社からは、面談日現在5か年計画の改定作業中であり、コロナが収束したタイミングで新中計を発表する旨の回答がありました。当方からは、事業環境変化を受けた今後の経営の方向性について、マネジメントから投資家にはっきり示すことが重要である旨を指摘しました。2)上場子会社に対する支援のありかたについて質問したところ、まずは子会社自身の構造改革を見守るスタンスである旨の回答がありました。当方からは、当該子会社がA社連結に占める財務上の重要性にもかかわらず、A社からのガバナンスが十分に及ばないのは問題がある旨を指摘しました。3)ESG評価会社との対話状況について、A社は、社内のESG担当者を中心にきちんと対応しており、その効果は株式投資家との対話を通じて認識しているとのことでした。当方からは、社内のESG取り組みを評価会社に正しく認識・評価してもらうことの重要性を指摘し、対応の継続を促しました。
- 不動産B社と2020年9月に面談しました。グリーンbond発行に際し、当該債券の対象プロジェクトについて、環境性能にかかる第三者認証、今後のレポーティング体制などについて確認を行うとともに、環境対応コストの物件入居企業への転嫁状況などについてディスカッションを行いました。
- 商社C社と2021年3月に面談し、ESG戦略について議論しました。C社が発表した2050年カーボンニュートラル目標に関し、目標設定の仕方が他社比より具体的な内容であることを確認しました。ガバナンス面では、社外取締役比率の引き上げとともに、社外取締役から金融の観点での提言を期待していることや、政策保有株式の削減に向けて取り組んでいることを確認しました。

- 投資先企業との対話は、未公表の重要事実を求めるものではありません。

(原則5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 債券については、当該原則については該当ございません。

(原則6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当社は、投資先企業に対するエンゲージメント活動の状況を定期的にお客様に報告しています。
- エンゲージメント活動については実施日と対話の要旨を電子記録として保存しています。

(原則7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 当社は、専門性を有する人材が運用にあたっておりますが、スチュワードシップ活動に必要なスキルの継続的なレベルアップのため、証券会社や情報ベンダー等が開催する各種セミナーに参加するほか、証券会社や格付機関のアナリストと意見交換を行いました。
- 今後も研鑽に努め、対話を通じた個別企業への働きかけを行ってまいります。

以上